

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年8月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200037 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200028 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成28年12月22日は35万5,000円、平成29年7月25日は10万6,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月22日及び平成29年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成28年12月22日及び平成29年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年12月22日
② 平成29年7月25日

A社から、請求期間①及び②に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたB銀行C支店の取引明細証明書、複数の同僚から提出された請求期間①及び②に係る賞与明細書（写）及び事業主の回答から判断すると、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記の取引明細証明書及び同僚の賞与明細書（写）により推認できる賞与支払額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は35万5,000円、請求期間②は10万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年12月22日及び平成29年7月25日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周

辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200075 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200029 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月18日の標準賞与額を34万1,000円、同年12月5日の標準賞与額を33万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日及び同年12月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日及び同年12月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月

請求期間①及び②において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

関東信越厚生局長は、令和3年9月9日に請求者が行った年金記録の訂正請求に対し、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めるることはできないとして、同年12月23日付けで不訂正決定（以下「当初の決定」という。）を行った。

しかしながら、当初の決定が行われた後にB銀行C支店から請求者に係る預金取引明細表が提出され、当該明細表並びに当初の決定に係る調査の際にA社の複数の同僚から提出された請求期間①及び②に係る賞与明細書（写）及び預金通帳（写）から判断すると、請求者は当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、上記の請求者に係る預金取引明細表並びに同僚の賞与明細書（写）及び預金通帳（写）から、請求期間①は平成15年7月18日、

請求期間②は同年12月5日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記の請求者に係る預金取引明細表及び同僚の賞与明細書(写)により推認できる賞与支払額から、請求期間①は34万1,000円、請求期間②は33万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成18年7月13日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からは、平成15年7月18日及び同年12月5日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200028 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2200006 号

第1 結論

昭和 60 年 5 月から同年 10 月までの請求期間及び昭和 61 年 12 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月から同年 10 月まで
② 昭和 61 年 12 月から昭和 62 年 3 月まで

請求期間①について、私は、会社を退職した直後の昭和 60 年 5 月頃に A 駅又は B 駅近くの社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料については、納付頻度は覚えていないが、次の仕事が決まるまでの間の請求期間①当時に C 街道沿いにある D 地区の郵便局の窓口又は E 銀行（当時） F 支店の窓口で納付書により納付したと思う。

請求期間②について、私は、会社を退職した直後の昭和 61 年 12 月又は昭和 62 年 1 月頃に A 駅又は B 駅近くの社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料については、毎月、請求期間②当時に C 街道沿いにある D 地区の郵便局の窓口又は E 銀行 F 支店の窓口で納付書により納付したと思う。

請求期間①が未加入による未納期間、請求期間②が未納期間となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、会社を退職した直後の昭和 60 年 5 月頃に A 駅又は B 駅近くの社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求期間①当時、A 駅及び B 駅近くには社会保険事務所は存在しない上、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号（＊）の前後の番号が付与された被保険者の資格取得日等から、昭和 62 年 9 月ないし同年 10 月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、請求期間①の国民年金保険料については、請求者は、納付頻度は覚えていないが、次の仕事が決まるまでの間の請求期間①当時に金融機関の窓口で納付書により納付したと思うと主張しているが、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号（＊）において、

請求期間①に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できることから、請求者は、当該期間において国民年金に未加入であり、制度上、納付書は発行されず、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

2 請求期間②について、請求者は、請求期間①と同様に会社を退職した直後の昭和61年12月又は昭和62年1月頃にA駅又はB駅近くの社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求期間②~~当~~時においても、A駅及びB駅近くには社会保険事務所は存在しない上、請求者の国民年金の加入手続時期は、上述のとおり、昭和62年9月ないし同年10月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、請求期間②の国民年金保険料については、毎月、請求期間②~~当~~時に金融機関の窓口で納付書により納付したと思う旨主張しているが、請求者は、上述の推認される加入手續時期まで国民年金に未加入であり、請求期間②~~当~~時において請求期間②の保険料を納付することはできない上、当該加入手續時期において当該期間の保険料を遡って納付することは可能であるものの、請求者は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した覚えはない旨陳述している。

3 請求期間①及び②について、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者の所持する基礎年金番号が記載されている年金手帳には、オンライン記録で確認できる国民年金手帳記号番号（＊）が記載されており、請求者は、ほかに年金手帳は発行されていない旨陳述している上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。